

粕屋町 障がい福祉のしおり

✚ 手帳制度について

	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
概要	肢体不自由、視覚、聴覚、平衡、言語、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫、肝臓などに障がいのある方が取得できる手帳で、各種の福祉サービスや支援を受けることができます。	知的障がいがあると判定された方が各種の福祉サービスや支援を受けるための手帳です。	一定の精神障がいの状態にあることを認定するものであり、各種の福祉サービスや支援を受けやすくする手帳です。
再認定	(再認定期日の記載がある方) 手帳に記載されている再認定時期に、再交付の申請をしてください。	(次回判定日の記載がある方) 手帳に記載されている次回判定日に、18歳以上であれば粕屋町役場(介護福祉課 障害者福祉係)へ、18歳未満であれば福岡県福岡児童相談所へ再判定の申し込みをしてください。	手帳に記載されている有効期限内に注意して、更新の申請をしてください。(3ヶ月前から申請できます。)
再交付	手帳を紛失・破損したときは、再交付の申請をしてください。	手帳を紛失・破損したとき、記載欄に余白がなくなったときは、再交付の申請をしてください。	
記載事項の変更の届出	手帳に記載してある住所、氏名等に変更があった場合は、届け出てください。 他市町村へ転居したときには、新住所地にて手続きが必要です。		
返還	手帳を受けた人が交付対象者に該当しなくなったときや死亡されたときは、手帳を返還してください。		

以下のサービス項目では次のように表しています。

- 身** … 身体障害者手帳
- 知** … 療育手帳
- 精** … 精神障害者保健福祉手帳

✚ 移動・交通について

☆ 交通機関の優遇措置【問い合わせ先:各交通機関】

身・知・精

障がいの程度により、乗車等運賃割引の内容が異なります。下の表に主な交通機関について、障がい者割引制度をご案内していますが、この他の交通機関においても障がい者割引制度を設けている事業者もありますので、各事業者までお問い合わせください。

☆ 主な交通機関について

JR 九州（鉄道）	身体障害者手帳、療育手帳を乗車券販売所で呈示すると、所定の割引が受けられます。
西鉄電車 福岡市地下鉄 その他の私鉄 バス・船舶	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を呈示すると、所定の割引が受けられる場合があります。詳細については各会社へお問い合わせください。
タクシー	身体障害者手帳、療育手帳を呈示すると、メーターの表示額の1割の割引が受けられます。
国内線航空	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を呈示すると、所定の割引が受けられる場合があります。詳細については各会社へお問い合わせください。
駐車禁止規制の適用除外	身体障がい者で歩行困難な方、療育手帳所持者は、障がい者本人が運転する車、もしくは介護者が障がい者を同乗させる車は、駐車禁止規制の対象から除外されます。詳しくは粕屋警察署交通課【電話：939-0110】へ。

◆ 有料道路の通行料金の割引

身・知

身体障がい者自らが運転する場合、または第一種の障がい者を乗せて介護者が運転する場合に通行料金が5割引になります。

ただし、自動車の所有者について要件があります。また、営業用でない場合に限りです。ETCを利用される方も適用があります。

◆ 粕屋町障がい者等社会参加促進補助事業

身・知・精

身体障害者手帳（1・2級）、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）受給者証のいずれかを所持する方に対し、申請受付月に応じた金額相当分をチャージした交通系ICカード乗車券を送付します。毎年4月1日から受付を開始します。

■ ふくおか・まごころ駐車場利用証交付

身・知・精

【問い合わせ先:福岡県粕屋保健福祉事務所 TEL 939-1592】

障がい等の要因により車の乗降や歩行が困難な方に対し、利用証を交付します。車内に利用証を掲示することで、身障者用駐車場（駐車スペース）を利用することが出来ます。

対象となる方			確認書類	有効期間	利用証の色	
身体障 害者	視覚障害	4級以上	身体障害者手帳 (自ら運転し、車いす常時 利用有りの方は、運転免 許証も必要)	交付対象者としての基準 に該当しなくなるまでの 期間	緑色 常時 車いす 利用者で 自ら運転 する 身障者は 赤色	
	聴覚又は平行機能 障害	聴覚障害				3級以上
		平行機能障害				5級以上
	肢体不自由	上肢				2級以上
		下肢				6級以上
		体幹				5級以上
	乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能				2級以上
		移動機能				6級以上
	内臓の機能障害	心臓機能障害				4級以上
		じん臓機能障害				4級以上
		呼吸器機能障害				4級以上
		ぼうこう又は直腸機能障害				4級以上
		小腸機能障害				4級以上
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		4級以上				
	肝臓機能障害	4級以上				
知的障害者	療育手帳の障害の程度欄「A」	療育手帳				
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の 障害等級1級	精神障害者保健福祉手帳				
高齢者	介護保険の要介護状態区分 「要介護1」以上	介護保険被保険者証				
難病患者	特定医療費(指定難病)受給者証 (小児慢性特定疾患医療受給者 を含む)	特定医療費(指定難病)受 給者証 小児慢性特定疾患医療 受診券				
妊産婦		母子健康手帳	妊娠7ヶ月～産後3ヶ月 まで			
けが人	*確認書類の診断書に必要な記載事項 ①車いす・杖などの補装具等の使用期間 ②歩行困難な期間	身分証明書(運転免許証 等)及び診断書	1年以内の車いす・杖等 の補装具等の使用期間		オレンジ	

※代理申請される場合は、代理人の方の身分証明書をご持参ください。

※利用証は、対象となる方が同乗されている場合もご利用いただけます。

日常生活について

◆ 補装具費(購入・修理)の支給 身

身体上の障がいを補うために必要な補装具の購入及び修理の費用の助成をします。ただし、介護保険の対象者は、介護保険のレンタルが優先されます。自己負担は原則1割ですが、世帯の課税状況に応じた上限額があります。

義肢・装具・座位保持装置・車いす・電動車いす・歩行器・歩行補助つえ(一本杖以外)・眼鏡・義眼・盲人安全つえ・補聴器・意思伝達装置 など

◆ 日常生活用具の給付 身・知

日常生活の利便を図るため、特殊寝台・入浴補助用具・ネブライザー・ストマ用装具等の生活用具や、住宅の改修費を一定の範囲内で給付します。自己負担は原則1割ですが、世帯の課税状況に応じた上限額があります。介護保険対象者で、介護保険の給付の対象となる品目については、介護保険のサービスが優先されます。

◆ 配食サービス 身・知・精

在宅の障がい者等に対し、1日につき昼食と夕食の2食の範囲でバランスのとれた食事を配達します。補助回数は状況に応じた上限があり、1食あたり250円の補助を行います。

◆ 障がい(児)者紙おむつ等購入費助成事業 身・知

身体又は精神の障がいにより、日常生活を営むのに著しい支障のある在宅の重度障がい者等に対し、紙おむつ購入代金の助成を行います。

◆ 運転免許取得費の助成 身・知

障がい者の移動を支援し、社会参加の促進のため、道路交通法の規定に基づく欠格事由に該当しない障がい者を対象に、10万円を上限として運転免許の取得費を助成します。

◆ 自動車改造費の助成 身

就労等に伴い、身体障がい者自らが運転するために必要な自動車の操行装置等の一部を改造する場合、事前審査により助成対象となった方に10万円を上限としてその改造費を助成します。

◆ 緊急通報装置の貸与 身

ひとり暮らしの高齢者及び重度身体障がい者等に対し、緊急通報装置を貸与します。この装置は、ボタンを押すだけで安全センターにつながり、緊急通報(24時間体制)、健康・医療相談(24時間体制)、月1回のお元気コール(お伺い電話サービス)のサービスが受けられます。

◆ 避難行動要支援者制度 身・知・精

災害時に自力で非難することが困難な避難行動要支援者名簿を町が作成し、本人の同意を得たうえで非難の手助けをしてくださる地域支援者に事前に情報提供を行うものです。身体障害者手帳所持者〈視覚障害1・2級、聴覚障害1・2級、肢体不自由1・2級〉、療育手帳がA判定の方、精神障害者保健福祉手帳1級所持者が対象になります。

◆ 自立支援給付

身・知・精

個々の障がいのある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会生活や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定を行う障害福祉サービスです。自己負担は原則1割ですが、世帯の課税状況等に応じた上限額があります。 ※ 介護保険対象者については、介護保険でのサービスが優先されます。

自立支援給付にかかるサービス

居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問、短期入所（ショートステイ）、療養介護、生活介護、施設入所支援、重度障害者等包括支援、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助（グループホーム）等

◆ 地域生活支援事業

身・知・精

障がいのある人がその有する能力や特性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の実情に応じた柔軟な事業形態で町が実施する事業です。自己負担は原則1割ですが、世帯の課税状況等に応じた上限額があります。

【地域生活支援事業にかかるサービス】

- ▶ コミュニケーション支援事業
…手話通訳や要約筆記をコミュニケーション手段として使用する方へ、必要時に手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。
- ▶ 移動支援事業
…屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行います。
- ▶ 日中一時支援事業
…障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、障がい者の日中における活動の場を確保します。
- ▶ 地域活動支援センター
…障がい者の交流の場や地域活動の促進を行う、日中過ごせる場所を提供します。
- ▶ 訪問入浴サービス事業
…重度の身体障がい者が快適に入浴ができるよう、訪問して入浴サービスを行います。
- ▶ 福祉ホーム事業
…住居を必要とする人に、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。

◆ 相談について

☆ 相談支援事業

身・知・精

町から委託を受けた事業所の社会福祉士や精神保健福祉士等が、障がい者本人やその家族などからの相談に応じます。

- 相談先** ☆身体・知的障がい者…相談支援センター ゆい（久山町大字久原 1869 TEL 976-2377）
☆精神障がい者…かけはし（志免町東公園台 2-8-5 TEL 519-4340）

☆ 地域活動支援センター

身・知・精

障がい者の交流の場や地域活動の促進を行う、日中過ごせる場所を提供します。

- ☆地域活動支援センターⅠ型 かけはし（志免町東公園台 2-8-5 TEL 517-4202）
☆地域活動支援センターⅢ型 ステップアップ（粕屋町若宮 1-1-17 TEL 938-6702）

☆ 身体障がい者相談員・知的障がい者相談員

身・知

町から委託を受けた相談員が、身体障がい者や知的障がい者の方の相談に応じます。

■ **NTT 電話番号案内の無料措置(ふれあい案内)** 身・知・精

【問い合わせ先:NTT ふれあい案内 フリーダイヤル 0120-104-174】

身体障害者手帳（視覚障害 1～6 級・肢体不自由（上肢・体幹）1～2 級）、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の方は、NTT 電話番号案内「104」料金が免除されます。ご利用前に NTT への事前登録が必要です。

■ **携帯電話の基本使用料と各種サービス月額使用料等の減免** 身・知・精

【問い合わせ先:契約されている携帯電話会社】

手帳所持者の方は、基本使用料等の割引があります。契約されている携帯電話会社へお問い合わせください。

■ **ケーブルテレビ、インターネット、固定電話料金の割引(ハートフルプラン)** 身・知・精

【問い合わせ先:JCOM フリーダイヤル 0120-999-000】

ケーブルテレビをご利用の場合、身体障害者手帳(1・2 級)、療育手帳 (A・B 判定)、精神障害者保健福祉手帳 (1 級) 所持者の方は、利用料金の割引があります。他の会社においても障がい者割引制度を設けている可能性がありますので、各事業者までお問い合わせください。

 **医療について**

◆ **自立支援医療(精神通院)支給制度** 精

精神疾患を事由として通院している者のうち、医師が判断した方につきましては、病院等に支払う精神障がいに関する医療費（通院分）を助成します。自己負担は原則 1 割ですが、世帯等の課税状況に応じた負担上限額があります。

◆ **自立支援医療(更生医療)(育成医療)支給制度** 身

身体上の障がいを治療することで、障がいの進行を防いだり、障がいの軽減が可能である場合に必要な医療費の助成をします。自己負担は原則 1 割です。世帯等の課税状況に応じた負担上限額があります。

◆ **じん臓疾患患者福祉給付金** 身

仕事等のため、17 時以降、月に 5 回以上人工透析を受けているじん臓疾患患者に対して、交通費の一部を助成します。ただし、通院にかかる距離及び費用による制限があります。また、配偶者及び扶養務者に一定以上の所得がある場合は助成されません。

◆ **医療的ケア児在宅レスパイト事業助成制度** 身

在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図るため、医療的ケア児の看護に訪問看護ステーションを利用する場合、その経費の一部を助成します。利用している訪問看護ステーションにご相談ください。

■ **重度心身障害者医療費支給制度** 身・知・精 **【問い合わせ先:役場 総合窓口課】**

身体障害者障害者手帳 1・2 級の方および療育手帳 A 判定の方及び精神障害者保健福祉手帳 1 級の方に対し、保険診療の対象となる医療費の患者負担を助成します。健康保険が適用されない費用や入院中の食事代は助成の対象になりません。

✚ 各種手当・年金について

◆ 心身障害者扶養共済制度

身・知・精

心身障がい（児）者を扶養している方が加入者となり、一定の保険料を納めて、加入者が死亡または重度障がい者となった時に、心身障がい（児）者に年金を支給する制度です。加入については種々の制限があります。また加入者の世帯の収入状況によって掛金の補助を行います。

◆ 障害児福祉手当

身・知・精

精神又は身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする 20 歳未満の在宅障がい児に支給されます。ただし、対象児童が障害児入所施設等に入所されている場合または本人もしくは配偶者及び扶養義務者に一定以上の所得があるときは支給されません。

◆ 特別障害者手当

身・知・精

精神又は身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする 20 歳以上の在宅障がい者に支給されます。ただし、障害者支援施設等に入所されている場合、継続して 3 ヶ月を超えて入院されている場合又は本人もしくは配偶者及び扶養義務者に一定以上の所得があるときは支給されません。

■ 特別児童扶養手当【問い合わせ先：役場 総合窓口課】

身・知・精

精神又は身体に障がいのある 20 歳未満の児童を養育している保護者に支給されます。ただし、対象児童が児童福祉施設や心身障害者更生援護施設等に入所されている場合又は本人もしくは配偶者及び扶養義務者に一定以上の所得があるときは支給されません。

■ 障害基礎年金【問い合わせ先:役場 総合窓口課】

身・知・精

国民年金に加入している間に初診日のある病気、けがにより障がい者となった場合に、障害基礎年金の障害等級表の 1 級又は 2 級に該当する障害状態で、かつ一定の保険料納付要件を満たしているときに支給されます。

■ 障害厚生年金【問い合わせ先:東福岡年金事務所 TEL 651-7967】

身・知・精

厚生年金の被保険者期間中に初診日のある病気、けがで障害基礎年金の障害等級表の 1 級又は 2 級に該当する障がいが生じたとき、厚生年金の障害等級表の 1 級から 3 級に該当するときに支給されます。

税金・公共料金の軽減・減免について

◆ NHK放送受信料の減免

身・知・精

【問い合わせ先：NHK福岡放送局 Tel 0570-077077】

役場介護福祉課 障害者福祉係にて証明書を発行します。

「身体障がい者」「知的障がい者」「精神障がい者」が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税(住民税)非課税の場合	全額免除
・視覚・聴覚障がい者が世帯主の場合 ・重度の障がい者(身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者)が世帯主の場合 〈 障害の程度 : 身体…1・2 級、知的…A判定、精神…1 級〉	半額免除

☆ 税金の軽減・減免について

身・知・精

種類	内容	金額	窓口
所得税	(障害者控除) 身障手帳3～6級、療育手帳 B、精神障害者保健福祉手帳2～3級	所得控除 27万円	香椎税務署 (661-1031)
	(特別障害者控除) 身障手帳1～2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級	所得控除 40万円	
住民税	(障害者控除) 所得税の内容と同じ	所得控除 26万円	役場税務課 (938-0237)
	(特別障害者控除) 所得税の内容と同じ	所得控除 30万円	
軽自動車税	減免になる場合がありますので、右欄の窓口にお尋ねください。	減免	役場税務課
自動車税 自動車取得税			東福岡県税事務所 (641-0201)
事業税	両眼の視力(矯正視力)が0.06以下の人が行うあんま、鍼、灸等医業に類する事業	非課税	県税事務所
定期預金等の利子の非課税	身障手帳所持者、療育手帳所持者、精神保健福祉手帳所持者 障害年金受給者等	350万円まで非課税	各金融機関
相続税	(障害者控除) 所得税の内容と同じ	(70歳-障害者の年齢)×6万円	香椎税務署
	(特別障害者控除) 所得税の内容と同じ	(70歳-障害者の年齢)×12万円	
贈与税	特別障害者に対する贈与で一定条件の下に信託銀行等に信託する場合	6,000万円まで 非課税	香椎税務署

障がい者や同伴の介護者が県立施設を個人で利用する場合、使用料などが減免されます。減免の詳細については、各窓口へお問い合わせください。また、利用される際には必ず手帳をお持ちのうえ、各窓口にて提示してください。

☆減免のある主な施設

	施設の名称	住所	電話	F A X
スポーツ関係施設	福岡県立スポーツ科学情報センター	福岡市博多区東平尾公園 2-1-4	092-611-1717 (代)	092-611-1600
	福岡県立総合プール	福岡市博多区東平尾公園 2-1-3	092-623-4400	092-612-2526
	福岡県馬術競技場	古賀市大字筵内 564	092-944-4001	092-944-4001
	久留米総合スポーツセンター	久留米市東櫛原町 173	0942-39-7371	0942-39-6271
	福岡武道館	福岡市中央区大堀 1-1-1	092-714-1900	092-714-1900
	福岡県立総合射撃場	筑紫野市大字柚須原 223-25	092-924-6996	092-924-6996
文化施設	福岡県青少年科学館	久留米市東櫛原町 1713	0942-37-5566	0942-37-3770
	福岡県立美術館	福岡市中央区天神 5-2-1	092-715-3551	092-715-3552
	大濠公園日本庭園	福岡市中央区大濠公園 1-7	092-741-8377	092-741-8377
	旧福岡県公会堂貴賓館	福岡市中央区西中洲 6-29	092-751-4416	
	九州国立博物館	太宰府市石坂 4-7-2	050-5542-8600	
総合施設	直方いこいの村	直方市大字畑 686	0949-24-9700	
	筑豊ハイツ	飯塚市仁保 8-30	0948-82-0240	0948-82-3807
	福岡県総合福祉センター	春日市原町 3-1-7	092-584-1212	092-584-1214
	福岡県人権啓発情報センター	春日市原町 3-1-7	092-584-1271	092-584-1273
	福岡県男女共同参画センター	春日市原町 3-1-7	092-584-1212	092-584-1214
	北九州勤労青少年文化センター	北九州市小倉北区井堀 5-1-3	093-651-4600	093-651-4610
	筑豊緑地	飯塚市仁保 8-25	0948-82-5556	0948-82-5556

関係機関 住所録

名 称	住 所	電話番号	FAX
粕屋町役場	糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目 1 番 1 号	092-938-2311	092-938-3150
粕屋町社会福祉協議会	糟屋郡粕屋町長者原東六丁目 5 番 10 号 粕屋町福祉センター内	092-938-6844	092-938-6886
福岡県粕屋保健福祉事務所	糟屋郡粕屋町戸原東一丁目 7 番 26 号	092-939-1500	092-939-1186
福岡県障がい福祉課	福岡市博多区東公園 7 番 7 号	092-651-1111	092-631-6660
福岡県障がい者更生相談所	春日市原町三丁目 1 番 7	092-586-1055	092-586-1065
福岡県福岡児童相談所	同上	092-586-0023	092-586-0044
福岡県精神保健福祉センター	同上	092-582-7500	092-582-7505
東福岡社会保険事務所	福岡市東区馬出三丁目 12 番 32 号	092-651-7967	092-641-4049
東福岡県税事務所	福岡市東区箱崎一丁目 18 番 1 号 福岡県粕屋総合庁舎内	092-641-0201	092-641-0136
香椎税務署	福岡市東区千早六丁目 2 番 1 号	092-661-1031	
粕屋警察署	糟屋郡粕屋町大字大隈 147 番地 1	092-939-0110	



何かご不明な点等ございましたら、下記へご連絡下さい。
粕屋町役場 介護福祉課 障害者福祉係

電話：(092) 938-0229
Fax：(092) 938-9522